

中央競技団体におけるインクルーシブスポーツの現状

A study for in the present of inclusive sports between
national sports organization and sports organization for disabled

井 上 明 浩, 神 野 賢 治
Akihiro INOUE, Kenji KAMINO

〈要旨〉

障がい者スポーツ団体をその傘下に包括している中央競技団体は散見された。しかしパラリンピック日本代表選手の強化には力を注いでいることは確認できが、地方レベルでの障がい者スポーツの普及振興については、今後の課題となっていることが明らかとなった。障がい者を、インクルーシブスポーツとして共生的に取り込んでいくことは、幼児から高齢者、性差、貧困、様々な困難等々を抱える全ての地域住民を網羅し、如何なるレベルでも開かれたスポーツを享受できることを意味する。今後地域スポーツとして、ごく普通に日常的スポーツ活動が保証されるという構図が描かれる期待は大きい。インクルーシブスポーツが、我が国のスポーツ人口のさらなる拡大の契機となり、地域スポーツ文化にとどまらず、日本全体のスポーツ文化の発展やその問い直しという壮大なテーマとなる可能性を秘めているのである。

〈キーワード〉

インクルーシブスポーツ, 中央競技団体, 組織包括

1. はじめに

今年2014年4月より、障がい者スポーツ⁽¹⁾の管轄がこれまでの厚生労働省から文部科学省へと移管された。これに先立ち、2010年8月に文部科学大臣決定されたスポーツ立国戦略の5つの重点戦略の内、戦略2において「世界で競い合うトップアスリートの育成・強化、障がい者スポーツとの連携強化」が盛り込まれ、翌2011年6月に公布されたスポーツ基本法では、「スポーツは障害者が自立的にかつ積極的にスポーツが行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。」ということが掲げられている。さらに同年、スポーツ宣言日本でも、「21世紀のスポーツは、人種や思想、信条等の異なる多様な人々が集い暮らす地域において、遍く人々がこうしたスポーツを差別なく享受し得るよう努めることによって、公正で福祉豊かな地域生活の創造に寄与する。」と謳われている。

一方、これまで世界中の多くの国において、障がい者スポーツはリハビリテーションから始まっている。我が国でも、1964年の東京オリンピックの直後に開催された第13回国際ストーク・マンデビル車いす競技大会（第1部）と、身体障がい者を対象にした日本人選手だけの国内大会（第

2部）が開催された。これを契機として翌年1965年岐阜県で開催された国民体育大会の後に、第1回全国身体障害者スポーツ大会が開催され、以後2000年の富山で開催された第36回大会まで続き、2001年からは全国知的障害者スポーツ大会（ゆうあいピック）と統合し、第1回全国障害者スポーツ大会として現在まで継続開催されている。⁽²⁾特に2013年に開催された大会では、スポーツ祭東京と銘打って、これまでの健常者の国民体育大会と障がい者の全国障害者スポーツ大会という区分をあえて用いず、一体化されたコンセプトの大会として開催された。

2. 研究背景

1959年バンク・ミケルセンが発表したノーマライゼーションは、「人権尊重」「人間としての尊厳」を基調として、現在の福祉の源流となっている。そして1977年ウォルスフェンスベルガーは、メインストリーミングと称して障害のある人を社会の本流へと主張した。さらに1979年ウォーノック報告では、身体的・知的能力の制限に関わる障害にとどまらない子どもの学習上の困難を生じさせるあらゆる要因を包含した特別な教育的ニーズを提唱し、インテグレーション（統合）を主張した。1994年サマランカ声明では、

個々人が持つ多様な価値観を認め、すべての子どものそれぞれ違いがあり、障害のある子もいて当たり前でありインクルージョン（包括・共生）が発表され、インクルーシブ教育を推進することが宣言された。これらを受けて国内では、全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うソーシャルインクルージョンの考え方を2000年厚生労働省が発表した。さらには、国連により障害者権利条約が2006年に採択されたが、日本は今年2014年世界の国々の中で141番目に批准した。

このような福祉、教育界での理念の変遷は、上述のように分離から統合そして包含の時代へと流れた。つまりバリアフリー発想からユニバーサル発想へ、インテグレーションからインクルージョンへと理念の転換が見られる。時をまさしく同じくして、我が国の障がい者スポーツも、1996年の長野パラリンピックを契機として、それまでのリハビリテーション、レクリエーション的なスポーツから競技スポーツが脚光を浴びるようになり、社会的認知もその方向へと進んできた。つまり、医療や福祉、教育の現場のみでは対応できなくなり、自然な流れとして、競技団体との連携や協力を求めることが必然となってきた。実際には、草野⁽³⁾、金山⁽⁴⁾、山本⁽⁵⁾、山本⁽⁶⁾の研究に見られるとおり、インクルーシブ体育・スポーツの実践例が報告されている。

3. 方法

本研究では、①公益財団法人日本体育協会（以下、日本体育協会）に加盟する中央競技団体のうち57団体を対象に障がい者スポーツの普及・振興に関する質問紙調査を実施し、全国的な実情を把握する。また、②全国調査の結果を踏まえ、中央競技団体のうち何らかの形で機能している事例を抽出し、ヒアリング調査を実施する。

3-1 調査の概要

3-1-1 日本体育協会に加盟する中央競技団体を対象とした全国調査

調査日時：平成25年10月1日～10月21日

調査方法：質問紙法による郵送調査

回収：31団体（回収率 54.4%）

調査協力：公益財団法人日本障がい者スポーツ協会

調査内容：主な調査内容は、以下の通りである

- ①団体における障がい者スポーツ振興計画、担当部局、事業の有無
- ②障がい者スポーツ団体に対する情報提供の有無、具体的内容
- ③団体が支援や協力をしている障がい者スポーツのプログラムの事例

④今後の障がい者スポーツとの関係について

⑤総合型地域スポーツクラブとの連携状況について

3-1-2 中央競技団体に対するヒアリング調査

調査対象：日本テニス協会、日本パワーリフティング協会、日本自転車競技連盟、日本ラグビーフットボール協会の5団体の各担当者

調査地：東京都内

調査日時：平成25年12月9日

調査方法：面接法によるヒアリング調査

主なヒアリングの内容：

- ①団体における障がい者スポーツへの取り組み、組織について
- ②障がい者スポーツと関連がある具体的な事例について
 - ・主催、連携、協力事業における状況
 - ・事業内容の詳細
 - ・事業の推進に伴う、実質的な連携の状況（障がい者スポーツ団体、障がい者スポーツ協会、その他）
- ③質問紙調査の結果をもとにした、補足質問
- ④今後の課題

その他、上記のヒアリングに関連するデータや資料の提供を依頼し、収集している。

4. 結果

4-1 中央競技団体を対象とした全国調査

4-1-1 障がい者スポーツを担当する部署や係りの有無
わが国においては、競技力強化のみならず、普及を含むスポーツの振興全般について、実際のプランニングから施策においては、中央競技団体がその地方組織や関連団体とともに進めていることが実態といえる。そのうち、障がい者スポーツの振興について担当する部署や係りを有する中央競技団体がどの程度存在するか確認した（図1）。

結果、部署や係が「ある」（設置している）中央競技団体は29.0%と少ない傾向にあることがわかった。一方、「ない」（設置していない）が51.6%となり、最も高い値を示した。半数以上の中央競技団体には、障がい者スポーツに関する部署が全く設置されていないことが明らかとなった。「今後、置きたい」（設置したい）6.5%、「条件を整備したい」12.9%など少数ではあるが、担当部署の設置に前向きな意向もみられ、「必要性を感じていない」団体は皆無であった。

4-1-2 障がい者を対象とした事業実施の有無

部署の設置に関わらず、現在、障がい者スポーツに関する事業等の実施が行われているかを確認した（図2）。事

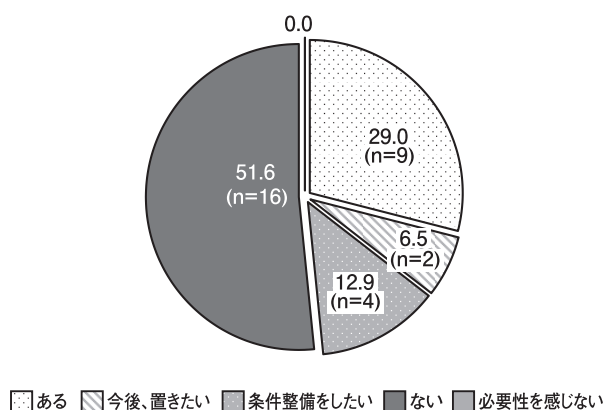


図1 担当する部署や係りの有無 (%)

業の実施が「ある」と回答した団体は、35.5%となった。一方、事業の実施が「ない」団体は45.2%であり、やや上回る結果となった。「今後、実施していきたい」6.5%、「条件を整備して実施していきたい」12.9%など、今後実施する意向は2割に留まっており、総じて障がい者スポーツの事業実施にむけた意識は高くないことが示唆される結果となった。また、クロス集計を施すと、上述した担当部署を設置している団体（9団体）はすべて、障がい者スポーツに関する事業を実施しており、設置していない団体（2団体）においても事業が展開されるケースが明らかとなっている。

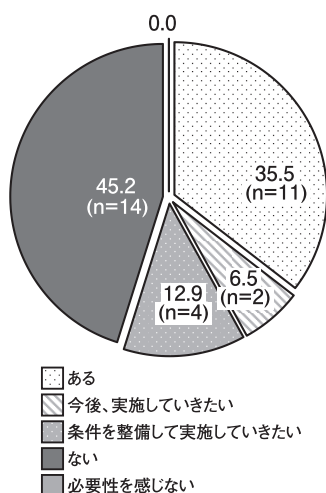


図2 障がい者を対象とした事業実施の有無 (%)

4-1-3 障がい者スポーツ団体に対する情報提供の有無

中央競技団体から関係する障がい者スポーツ団体等に対して、何らかの情報提供があるか訊ねた（図3）。

結果、「定期的に情報提供している」団体は19.4%と比較的低い値を示している。一方、「わずかな情報提供しかしていない」9.7%、「まったく情報提供していない」41.9%

であり、全体の半数以上の団体は障がい者スポーツ団体に対する情報の発信や共有がうまくできていない現状が明らかになった。

上記については、筆者らが行った全国の障がい者スポーツ協会に対する質問紙調査（2009）の中で、約6割以上の協会が自治体のスポーツ所管部局や広域スポーツセンター等から十分な情報提供がなされていないという結果と関連して検討していく必要もあろう。すなわち、自治体のスポーツ担当部局や中央競技団体と、障がい者スポーツ協会をはじめとする障がい者スポーツ関連団体の双方による情報共有の必要性やシステムの再考が求められる。

また、中央競技団体のうち、障がい者スポーツ関連団体に対し、「定期的に」「不定期だが、ある程度」情報提供をしている団体（15団体）については、主にどのような内容を発信しているのか、複数回答により訊ねている。

最も多い内容は「各種大会や試合、イベント開催の案内」72.2%、次いで「指導者に関する研修会や講習会の案内」27.8%であった。その他、「国際情報」「会議等の議事報告書」などが少数意見として挙げられる。組織間の運営や事業に関する方向性といった内容よりも、大会やイベントの告知など事業の中身に関する告知が多数を占めることが示唆される。

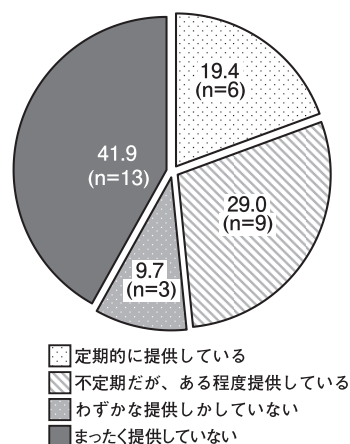


図3 障がい者スポーツ団体に対する情報提供の有無 (%)

4-1-4 今後の障がい者スポーツとの関係性について

上述したように、多くの中央競技団体では、障がい者スポーツ関連団体との情報の提供や共有が円滑に行われていない一方、担当部署や係りの設置を検討している団体も一部確認できている。よって、中央競技団体として、今後、障がい者スポーツ関連団体とどのような関係性を構築したいか、複数回答により訊ねた（図4）。

結果、最も高い値を示したのは「障がい者を含むすべての地域住民を対象とした競技普及の機会（教室、イベント）

を増やしたい」44.8%であった。その理由を、自由記述により求めたところ「障がい者で〇〇（該当種目）をやってみたいという人がいれば、積極的に対応したい」、「協会の上位団体（国際機関）で現在検討中の課題であるため、その指示に従うことになる」、「〇〇（該当種目）の場合、ルール等の工夫で一緒に実施できる種目のため。国体の統合については、分ける必要性を感じない」などが主であった。中央競技団体が加盟するさらに上部の国際機関・団体の意向に則る方針である団体が比較的多く、組織やルールの整備を機に地域住民を含めた普及の機会を模索している回答がみられた。

また、「障がい者スポーツ団体を、体育協会や一般競技団体へ統合した方がよい」という意向を持っている団体が31.0%であり、その理由には「当協会の組織として組み込み、障がい者〇〇（該当種目）の普及を行いたいため」、「日本以外の国では、団体が統合されている」などが挙げられた。

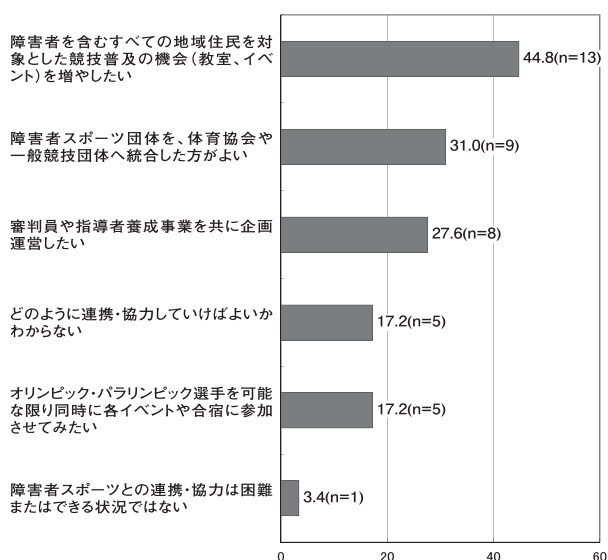


図4 今後の障がい者スポーツと中央競技団体の関係性について（%, 複数回答）

4-2 中央競技団体を対象としたヒアリング調査

質問紙調査の内容をより詳細に把握すること、また、深層的な課題や今後の展望を明らかにするため、ヒアリング調査を実施した。

今回の調査対象とした中央競技団体のうち、上述した質問紙調査の結果から、下記を基準にヒアリング調査の対象を抽出した。その基準は、①障がい者スポーツに関する何らかの部署や係りを設置している、②障がい者を対象とした事業を実施している実績がある、③今後の障がい者スポーツとの関係性について積極的な意向を示している、の3点である。

回答があった31団体のうち、9団体がこれに該当し、調査に許可が出た4団体（日本テニス協会、日本パワーリフティング協会、日本自転車競技連盟、日本ラグビーフットボール協会）が対象となった。

本稿では、これらの団体のうち、具体的事例や資料情報が提供された日本テニス協会、日本自転車競技連盟の2団体について、〈組織〉、〈連携事例〉、〈課題〉の3つの視点について主要な部分を記述する。

4-2-1 日本テニス協会のケース

〈組織〉

- ・2013年4月、「普及本部」に「車いすテニス委員会」が設置される（図5）。旧態は、関連団体として車いすテニス協会との協力関係があったが、正式な委員会として中央競技団体に構成されている。なお、名称は「車いすテニス委員会」であるが、視覚障がい者、聴覚障がい者、脳性麻痺者の代表者を含んだ構成となっている。
- ・情報提供として、会議の議事報告書を送付している程度ではあるが、日本テニス協会（中央競技団体）の動きを車いすテニス協会は把握している。

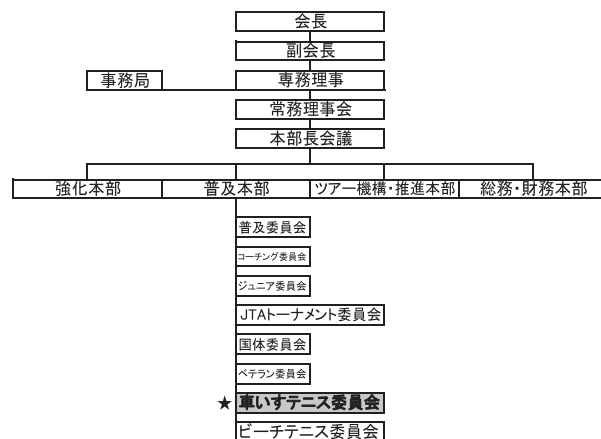


図5 日本テニス協会における障がい者スポーツ担当部局の位置づけ（提供資料をもとに筆者らが作成）

〈連携事例〉

- ・ニック全日本テニス選手権大会において車椅子テニスのイベントを実施している（現在は、10歳以下のジュニアイベントが中心となっているため、毎年実施しているわけではない）。
- ・年に1回の「テニスの日」（9/23）において、地域住民を対象に障がい者テニスの無料体験を企画、実施している。車いすテニスだけでなく、聴覚や視覚障害の方にも一緒にテニスができる内容を検討している。

〈課題〉

- ・年に一度のイベントで関わるしかないため、より多

くのイベント等で両者が関われるような体制を作りたい。「テニスの日」で行っているようなイベントを、全国各地の協会が主催・講演するイベントで実施したい。

- ・障がい者テニスに関する指導者や審判員の養成については、日本テニス協会（中央競技団体）から指導者を派遣共有することは厳しい状況である。レッスンプロに車いすの操作は難しいことのように、専門性（競技性）の違いが大きな課題といえる。
- ・ジャパンオープン等国内メジャー大会でも日本テニス協会（中央競技団体）の主催ではなく財政的支援がない。
- ・組織化して間もないため、イベントにおける感触をつかむ段階にある。よって、総合型地域スポーツクラブには大きな支援ができていない。

4-2-2 日本自転車競技連盟のケース

<組織>

2007年にUCI（国際自転車競技連盟、IF）から各国へ向け、障がい者自転車競技連盟と統合するように、指導があった。国際連盟においては、健常者と障がい者をわけずに一元化されたそしきで普及、強化を行う方針を各国に伝達し統一を図っている。

それらを受け、まずは強化本部の専門委員会にパラサイクリング委員会を設置する（図6）。実際には、日本パラサイクリング連盟の組織としての参加はないが、北京パラリンピック以降、年2回の全体会議内で評議員として障がい者が参加している。

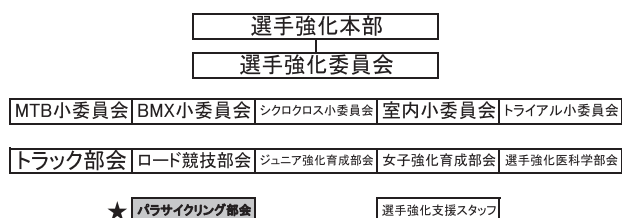


図6 日本自転車競技連盟における障がい者スポーツ担当
部局の位置づけ（提供資料をもとに筆者らが作成）

<連携事例>

- ・主催、共催、後援協力などにおいても、障がい者スポーツ関係のイベントは実施できていない。
- ・全国（最高）ランクの大会に障がい者も参加している。2012年はエキシビションとして、2013年からは正式に行っている（下記資料を参照）。
- ・オリンピックにおいても、北京大会から代表選手の記者会見、記者発表、壮行会などはパラリンピックと共同で実施している。
- ・パラリンピックにおいては、専門のナショナルコーチを配置している（日本自転車競技連盟での位置づけはな



資料：国内最高ランク大会における障がい者大会
の共同開催資料

 $\psi_2)$

- ・ ナショナルチームにおいては、健常者と障がい者で合同合宿を5日～1週間ほど実施している。メニューや指導者は別であるが、場所や日程はほぼ同じである。
- ・ 健常者競技人口拡大にむけ、少数事例ではあるが、中学校や高等学校の部活動などを母体に展開している。学連が中心になっている。
- ・ 審判資格は健常者も障がい者も同じであり、両者の審判が可能となる。

<課題>

- ・普及、地方のイベントについては未だ実施できていない。これから実現できるよう模索したい。
- ・競技普及の裾野を拡げていくことは連盟の課題であるが、メダルを獲得すること（国際競技力を高めること）に専心しなければならないという課題も目下にある。

4-3 国内先進中央競技団体事例のまとめ

先述した日本テニス協会と日本自転車競技連盟は、その国際本部が、既に障がい者団体をその傘下に包括している。国際本部の組織を手本として国内組織を整備したと言えるが、両組織共にパラリンピック日本代表選手の強化には力を注いでいることは確認できた。しかしながら、地方レベルでの障がい者スポーツの普及振興については、今後の課題となっていることが明らかとなった。

5. まとめ

本研究は、障がい者スポーツのさらなる振興のために、インクルーシブスポーツに視点を置き考察したが、障がい者の生涯スポーツの観点からは無論、さらにノーマライゼーション社会の具現化の1つとして、障がい者の日常的スポーツ活動への参加・参画は、日本のスポーツ界の再編に繋がり、さらにはスポーツ文化全体の発展に十分に寄与していくことになるであろう。つまりそれは、まず中央競技団体が障がい者スポーツ団体をその傘下に包括し、これまで一般的なスポーツからは隔てられていた障がい者を、インクルーシブスポーツとして共生的に取り込んでいくことは、すなわち幼児から高齢者、性差、貧困、様々な困難等々を抱える全ての地域住民を網羅し、どのようなスポーツでもいかなるレベルでも開かれたスポーツを享受できること

を意味する。これまで障がい者だけを、そして特定の障がいのみを対象として、指導者は主に医療、福祉領域に属する関係者や障がい者スポーツ指導員等が行うというのが常であった我が国の障がい者スポーツが、今後インクルーシブスポーツとして、そして地域スポーツとして、ごく普通に日常的スポーツ活動が保証されるという構図が描かれる期待は大きい。インクルーシブスポーツそしてアダプテッドスポーツが、我が国のスポーツ人口のさらなる拡大の契機となり、そのことがスポーツ界全体あるいは各競技団体内部組織の再編やその起爆剤となり、地域スポーツ文化にとどまらず、日本全体のスポーツ文化の発展やその問い直しという壮大なテーマとなる可能性を秘めているのである。

注及び参考文献

- (1) 本論で用いる「障害者」は、主に固有名称、法令用語や政府関係から発せられた場合は、漢字を用いたものとし、その他一般的な用語としては、できるだけ「障がい者」を用いた。
- (2) (公財)日本障がい者スポーツ協会編「障がい者スポーツ指導教本初級・中級」ぎょうせい 2012
- (3) 草野勝彦「インクルーシブ体育の創造」市村出版2007
- (4) 金山千広「日本におけるアダプテッドスポーツの現状と課題：インクルージョンの普及に伴う学校体育と地域スポーツ」広島大学大学院 2014
- (5) 山本健 海野勇三「山口県におけるインクルーシブ体育の現状と課題」第31回日本スポーツ教育学会発表抄録集 2011
- (6) 山本浩二「インクルーシブ体育を目指した取り組みと効果」第32回医療体育研究会第15回日本アダプテッド体育：スポーツ学会第13回合同大会プログラム・抄録集 2011